

評価対象			
事務事業名	学校における法律相談	開始年度	平成 19 年度
所属	教育推進部教育長室教育企画担当	種別	—
所管課長	教育推進部教育企画担当課長		
基本政策	5 明日の港区を支える子どもたちを育む		
政策名	(18) 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する		
施策名	⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備		

事業概要	
事業の目的	区立幼稚園、小・中学校（以下「学校等」という。）における法律問題について、専門知識を有する弁護士から指導・助言を受けることで、訴訟などの大きな事案に発展することを防ぐとともに、問題の早期解決に役立て、教職員の負担の軽減と安定した学校運営を図ります。
事業の対象	幼稚園、小・中学校
事業の概要	本事業は、現場における法的な問題の対応方法について、学校等が弁護士から指導・助言を受けることにより、問題の早期解決や訴訟など大きな問題への発展を未然に防ぐことを目的として、平成19年度から実施しています。運用に当たっては港法曹会に業務を委託して実施しており、園長、校長が、担当弁護士に直接相談することができます。 平成26年度から実際に学校等で起こり得る問題と初期対応について学ぶ研修会を実施し、法的な知識を得るだけでなく、学校等との良好な関係を築く場を提供しています。また、平成28年度から学校等と保護者等との面談へ弁護士が同席できる取組を実施し、弁護士の指導・助言に基づく園長、校長の対応で解決に至らない場合に、弁護士が保護者等に直接的な見解を説明できるものとしています。
根拠法令等	学校法律相談実施要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価					
開始当時の背景・これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度 制度導入 (現場における法的な問題の対応方法について、学校等が弁護士から指導・助言を受けることにより、問題の早期解決や訴訟など大きな問題への発展を未然に防ぐことを目的として導入)</li> <li>平成26年度 港法曹会弁護士を講師とした研修会の実施を開始</li> <li>平成28年度 弁護士の同席対応実施を開始</li> </ul>				
評価	<table border="1"> <tr> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い	
A 高い	B どちらともいえない	C 低い			
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎				
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎				
①事業継続の必要性	◎				
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 教職員の負担を減らし、安定した学校等の運営を確保するために必要な事業です。区が先進的な取組を実施している一方、文部科学省が平成30年度からスクールロイヤー活用に関する調査研究を開始したところです。また、社会的には、平成31年1月に野田市の児童虐待事件が起きたことなどでスクールロイヤーの必要性は増しています。				

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	相談回数			指標2				指標3															
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率												
	平成29年度	40	40	100.0%	平成29年度				平成29年度															
	平成30年度	40	71	177.5%	平成30年度				平成30年度															
	令和元年度	40	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—												
指標から見た事業の成果	近年、学校等に対する過度な要求や苦情が複雑化するとともに増加している傾向にあり、それに伴い、相談回数も毎年増加しています。																							
評価	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">A 高い</td> <td colspan="10" style="text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align:center;">C 低い</td> </tr> </table>												A 高い	B どちらともいえない										C 低い
A 高い	B どちらともいえない										C 低い													
②事業の効果性	◎																							
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 保護者等からの過度な要求・苦情は複雑化するとともに増加している傾向にあり、学校等からのこの制度への期待、需要は高まっています。また、学校等との関係を重視する地元の弁護士で構成される港法曹会に業務を委託することで学校の状況を踏まえた対応がなされる実効性の高い事業となっています。																							

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)											決算状況 (千円)													
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率												
		平成29年度	3,240	100.0%	3,240	0	0	0	0	0	3,240	3,190	98%											
	平成30年度	3,240	100.0%	3,240	0	0	0	0	0	3,240	3,190	98%												
	令和元年度	3,270	100.0%	3,270	0	0	0	—	—	—	—	—												
事業費から見た事業の状況	計上されている予算は、港法曹会への委託料です。委託料に大きな変更がない中、相談回数は増えています。																							
評価	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">A 高い</td> <td colspan="10" style="text-align:center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align:center;">C 低い</td> </tr> </table>												A 高い	B どちらともいえない										C 低い
A 高い	B どちらともいえない										C 低い													
③事業の効率性	◎																							
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 2～3の学校等を1人の弁護士が担当することで迅速な対応が確保できています。こうした運用体制が構築できていることに加え、校園長会などでの案内を行うなど制度周知の徹底を図っていることで相談回数が増え、また、法律問題と対応方法等について学ぶ研修も実施しており費用対効果が上がっています。																							

【ステップ3】  
総合評価

○ 拡充      ● 継続      ○ 改善      ○ 統合      ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見  総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	本事業は、区が全国的に先駆けて実施している事業です。社会的にも児童虐待等の事件が発生するなどして学校としての対応の是非が問われる場面も多い中、本制度については、学校等から高い需要があり、他自治体からも制度に関する問い合わせや視察の依頼が多くあります。教職員の負担を減らし、安定した学校等の運営を確保するために必要な制度であるため、事業の継続が望ましいと考えます。
---	---